

平成29年12月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成29年12月18日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 0時 5分

場所 第1委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長
白土幸仁副委員長
吉良英敏委員、中野英幸委員、田村琢実委員、小林哲也委員、
野本陽一委員、田並尚明委員、福永信之委員、醍醐清委員、
前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀企画財政部長、堀光敦史企画財政部副部長、小野寺亘改革政策局長、
山崎明弘地域政策局長、山口均参与、竹島晃参事兼交通政策課長、
加藤繁企画総務課長、堀口幸生計画調整課長、徳重覚財政課長、
小松原誠改革推進課長、横田淳一情報システム課長、福田哲也地域政策課長、
石井貴司市町村課長、鈴木柳蔵土地水政策課長

伊東弘道会計管理者、山本好志出納総務課長、鈴木達也会計管理課長

上原満監査事務局長、小林貞雄監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
磯田忠夫監査第二課長

山内剛宏大気環境課副課長

佐々木政司高齢者福祉課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第94号	平成29年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第95号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第108号	当せん金付証票の発売について	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

政党機関紙の購入について

税制改正による地方消費税の清算基準の変更について

さいたま赤十字病院の移転に伴う問題について

【付託議案に対する質疑】

吉良委員

- 1 権限移譲によりどれくらい的人员やコストが削減されたのか。
- 2 市町村の意向を踏まえるということであるが、どのように進めているのか。
- 3 円滑に移譲を進めるための県のサポート体制について伺う。
- 4 市町村への財政的な支援はあるのか。

地域政策課長

- 1 平成11年度から平成29年度の19年間において、人員は303人、コストは約128億円削減となった。なお、このコスト削減の費用分は埼玉県分権推進交付金として市町村に支出している。
- 2 4月初めに事務内容や事務量をまとめた事務概要調書を市町村に提供し、市町村はこれに基づき今後3年間にわたる権限移譲計画を作成している。続いて、7月から8月にかけてこの計画を用いて全市町村との意見交換を行い、その中で意向を確認している。
- 3 各市町村による県からの移譲事務受入れの検討段階では、事務概要調書を示すほか、個別の事務ごとに説明会や個別相談などを実施している。受入れの準備段階では、事務処理マニュアルの提供や専門的知識が必要とされる事務については、県職員の派遣や実務研修生の受入れなど人的支援を行っている。
- 4 移譲事務を処理する経費については、埼玉県分権推進交付金により財政支援を行っている。平成29年度は、6億8,334万4千円を交付している。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（政党機関紙の購入について）】

中野委員

- 1 県庁における政党機関紙の購入について、調査資料によると、全体で227部、日本共産党の「しんぶん赤旗」などは99部、社民党の「社会新報」は49部、自由民主党の「自由民主」は1部となっているが、公費購入の状況を把握しているのか。
- 2 「しんぶん赤旗」の個人購読について伺う。平成27年2月定例会の田村琢実議員の一般質問において、共産党議員が執務室を訪れ購読勧誘していることについての質問に対し、詳細を把握していないとの答弁があったが、現在の勧誘の状況はどうなっているか。また、「庁舎管理上、庁舎内での新聞などの勧誘は認められていない。この趣旨を説明した上で、庁舎内での購読勧誘を行わないよう申入れをしたい」旨の答弁があったが、申入れを行ったのか。

企画総務課長

- 1 企画財政部に限ると、「しんぶん赤旗」6部、「社会新報」3部、「公明新聞」8部という購読状況になっている。
- 2 かつては執務室への勧誘があったと聞いているが、現在、そうした状況について把握していない。申入れについては、所管外になるためはっきり答えられないが、総務部が

ら行っていると聞いている。

中野委員

企画財政部だけでなく、各部局も「しんぶん赤旗」を購入している。特定の政党に偏っていることについてどのように認識しているのか。また、個人で購入するにしても、職員の意識改革をしないと、自治体の中立性が保てないと思うがどうか。

財政課長

幅広く情報を収集する観点から、各所属で判断して購入しているものと考えている。

企画財政部長

個人での購入については、個人間の取引と認識しており、職員の思想やプライバシーの問題もあることから、個人の判断によるものであると解釈している。

中野委員

公費購入については、一定の基準を設けてバランス良くするようにした方がよいと思うがどうか。

企画総務課長

業務との関連において必要性を判断して購読を決めており、業務上の必要性を改めて確認する必要があると考える。

田村委員

政党機関紙については、課長も必要性を把握しないまま慣例的に各所属で購読していると聞いている。部数が政党により偏って購読されており、年間予算でもかなり差がある。政党機関紙ごとに購入部数に大きな離れがあることに疑問を感じる。各所で1、2部あれば読み回せるものであり、各紙を平等に購入すべきではないか。予算が絡むことでもあり、財政課長は把握していなければならない。

財政課長

頂いた指摘を踏まえ、どのようにしていくべきか、少し議論させていただきたい。

福永委員

- 1 各政党機関紙の購読部数について、「公明新聞」や「しんぶん赤旗」は日刊紙であり、「自由民主」は日刊紙ではない。各所属で日刊の読売新聞などの新聞も取って情報収集することは極めて大事なことである。公明党では、県民のいろいろな声を収集するため業界紙なども購読している。政党機関紙だけを取り上げた質問となっているが、企画財政部の日刊の一般紙の購読状況はどうなっているのか。
- 2 公明新聞は庁舎内で勧誘行為をしたことはないが、いろいろな日刊紙を取り情報収集することで、職員の中立性が失われる危惧はあるのか。また、そのような新聞を購読する職員の意識は、改革しなければならないことと考えているのか。

企画総務課長

- 1 日刊の一般紙の購読の状況については、朝日、読売、埼玉など各新聞を、それぞれの

所属で購読している。

- 2 業務上の必要性でそれぞれの新聞を購読しており、このことによって職員の中立性に偏りが出るとは考えていない。

福永委員

- 1 「自由民主」は全庁で1部だけの購読ということだが、情報収集という観点で見れば、率直に言って少ないと考える。こうした政党機関紙も購読して情報収集に努めることは大事なのではないか。
- 2 会派がなくなった社民党の「社会新報」を購読しているということは、政治の圧力や議会対策で購読しているわけでないということによいか。

企画総務課長

- 1 政党機関紙の購読に当たっては、ほかで情報が取れるかどうかの一つ大きなファクターである。改めて必要性については検討したい。
- 2 企画総務課で購入しているわけではないが、「社会新報」の購読は政治の圧力とは認識していない。

田村委員

政党機関紙を取らないように言っているのではない。慣例的に現在の購読状況になっていると聞いていることから、公費を使っていることを踏まえて、各政党機関紙の購入部数の偏りをなくすために、公平性を担保する適正な購入基準を作るべきと考えるがどうか。

企画財政部長

政党機関紙の購入に当たっては、必要性の視点から決定しており、その視点に立ってもう一度見直しをさせていただきたい。

福永委員

「公明新聞」は創刊50年を超える。必要性を考えて、職員の情報収集に当たって有益であることから、各所属で購読を続けているものであると認識している。教育局では3部しか購入していないが、教育の政治的中立性は大事であることから、特に勧誘はしていない。平等に取るというのは、議会から提案するものではない。企画財政部として「自由民主」を購読するかどうかは必要性で判断すればよいことだが、日刊紙かどうかということが一つの基準であると考えてどうか。

企画財政部長

必要性の観点からしっかり見直し、必要性に応じて判断したい。

前原委員

新聞を読むか読まないかは個人の自由である。きちんと判断できる新聞として「しんぶん赤旗」は多くの人に喜ばれている。各所属では、政策の一部に生かしたいということで購読しているのであり、また、同紙は平和の問題など全国各地で頑張っている人たちの活動を報道しているので、手に取ってもらいたい。正確な情報を様々な角度から収集する姿勢を委縮させてしまうという意味では、検討を押し付けるのはどうかと考える。

企画財政部長

各所属が所管する業務との関連性をしっかり踏まえて、判断したい。

【所管事務に関する質問（税制改正による地方消費税の清算基準の変更について）】

野本委員

2018年度税制改正で地方消費税の清算基準が変わることになったが、埼玉県の配分額の見通しはどうか。

財政課長

地方消費税の清算基準の見直しについては、平成30年度与党税制改正大綱において、平成30年度税制改正に向けて、統計データの利用方法等を見直すとともに、算定において人口の比率を高めることとされている。地方消費税は、最終消費地と税収の帰属地を一致させるため、販売統計等の指標を用いた基準によって清算をしているところである。現行の清算基準では、埼玉県民が都内で家電製品を購入して持ち帰った場合などは、最終消費地と税収の帰属地が一致しないという課題があったため、国の検討会議で見直しが進められてきた。平成30年度与党税制改正大綱では、統計でカバーできない家電大型専門店などの消費分について販売統計から除き、販売統計の比率を50%まで引き下げ、その分人口の比率を引き上げることになっている。今回の国の見直しは、本県の要望に沿ったものになったと考えている。本県への影響として、現時点では170億円程度の税収増を見込んでいる。

【所管事務に関する質問（さいたま赤十字病院の移転に伴う問題について）】

田村委員

- 1 さいたま赤十字病院に対し、移転の際、本県が県有地を2割減免し貸し付けている。一方で、赤十字病院側は、移転前の跡地を民間事業者である株式会社島忠に、より高額の賃借料で貸し付けており、差引きで利ざやが生じているが、このような状況をどう考えるか。
- 2 赤十字病院が移転をして高度医療を行うに当たり、県から1億円の補助金を受けている。この補助金を出さず、土地の貸付けによる利ざやを充てることができないのか。

財政課長

- 1 現在のさいたま赤十字病院の土地については、過去の例なども参考にして賃借料の減免をしている。跡地については、日本赤十字社やさいたま赤十字病院の経営判断で貸付けを行っていると言われている。頂いた意見を所管部局によく伝えていきたい。
- 2 補助金と土地の貸付料の減免については、それぞれ趣旨が異なるところもある。この件についても所管部局によく伝えていきたい。

野本委員

政治的に言うと、県の代表と日本赤十字社の埼玉県支部の代表は双方とも上田知事であり、利益相反であると考えがどう考えるか。

財政課長

赤十字病院の跡地については、日本赤十字社の本社が民間事業者に貸し付けており、埼

玉県支部自体が契約当事者とはなっていない。県と日本赤十字社が連携することで、県としては周産期医療の強化を図り、日本赤十字社としては一定の高度専門医療を提供しており、どちらかが利益を得て、どちらかが損失を受けているという状況ではなく、利益相反とはなっていないと考えている。

田村委員

さいたま赤十字病院の跡地の利用については、当初から、議会側が問題の投げ掛けを行っていた。執行部が日本赤十字社に任せきりにしていたことからこのように土地を民間事業者へ貸し付けて利ざやが出るような状況になったものと考えている。日本赤十字社が、土地の賃貸借に伴う利ざや分により地域医療にどのような形で貢献できるかを県に示してもらう必要がある。例えば、県が支出している高度医療の補助金の減額、土地の賃借料について県から受けている減免の放棄や、小児医療センターの跡地施設を利用する民間事業者への利ざや分の支出などである。もしこの問題が整理できないのであれば、議会側で減免をしない決議をすることにも発展しかねない。この問題をどのように整理するのか。

財政課長

この場で方向性をお示しすることができないため、所管部局に申し伝え対応させていただく。

田村委員

これは所管部局だけの問題ではなく、財政を担当している企画財政部としても関わって問題を整理する必要があると考えるが、見解を伺う。

財政課長

所管部局と議論をして対応をさせていただきたい。

企画財政部長

県全体の歳出にも関わることなので、財政を所管している企画財政部として、所管部局としっかり議論した上で方向性を出していきたい。

田村委員

先ほど私が伝えた、日本赤十字社が地域医療に貢献するという点について、県財政全体の問題としてしっかり整理するのか伺う。

企画財政部長

県の歳出という問題に関わってくることから、担当部局としっかり議論をした上で方向性を出していきたいと考えている。

野本委員

このように利ざやを稼ぐということが良いかどうかについて、企画財政部としてこの場で判断してほしい。

企画財政部長

県全体の歳出のことであるため、企画財政部としてしっかり議論した上で方向性を出し

ていきたい。

野本委員

この場で企画財政部としての判断を示すべきである。

企画財政部長

手持ちの資料がないため、この場では判断できない。

田並委員

日本赤十字社側に決算書などを提出してもらい、所管委員会でしっかり議論や審査をした方がよいのではないか。今日この場で結論を出すよりも、必要な段階を踏んで十分に検討することが望ましい。

企画財政部長

委員からの意見を踏まえ、所管部局との連携を密にして対応していきたい。